

豊田・岡崎地区研究開発施設用地造成事業
環境影響評価方法書に関する関係市長意見

(岡崎市長及び豊田市長)



19環総第467号
平成19年11月5日

愛知県知事 様

岡 崎 市



豊田・岡崎地区研究開発施設用地造成事業環境影響評価方法書について（回答）

平成19年9月5日付け19環活第142-3号で照会のありましたことについては、下記のとおりです。

記

1 事業計画

土地利用の内容が構想段階の事業であり、事業内容、施設配置、運営内容、事業区域へのアクセス、施設内の騒音、振動、排水等の状況、工事方法、工事車両のアクセス経路等により、現在の方法書に記載されている調査・予測・評価方法に変更が生じることが予想されるため、事業内容等の詳細が決定した場合は、調査、予測、評価方法の検討を行うこと。

2 動植物等

- (1) 事業により事業実施区域内に生息する動物等の移動経路が遮断されることが懸念されるため、現状の移動経路の調査を行い、予測、評価を行うこと。また、開発により移動経路の変更が想定されるため、変更経路周辺の水路や側溝など動物等が避難できる施設の対策等を準備書に反映すること。
- (2) 事業区域外周の自然環境に影響を及ぼす恐れのある屋外照明の設置場所周辺における影響について、「光害対策ガイドライン（環境省）」や専門家などの意見を聴取するとともに必要な調査を行い、その対策等を準備書へ反映すること。
- (3) 既存資料より、事業実施区域内及びその周辺地域において生息している、フクロウやアオバズク等のフクロウ類の調査について、夜間調査を実施し、予測・評価を行うこと。また、猛禽類の生息状況及び繁殖状況調査を実施し、予測・評価を行うこと。
- (4) 事業によって事業実施区域内のイノシシ、シカ、サルが移動し、区域外に被害を及ぼす恐れがあると考えられるため、有害鳥獣として問題となっている、イノシシ、シカ、サルの生息状況の調査を実施し、被害対策について検討すること。

3 水質・土壌等

- (1) 工作物の供用において、研究開発施設からの「汚水の排出」が対象事業実施区域周辺河川の水素イオン濃度に及ぼす影響が考えられるため、調査を行うこと。

4 大気・騒音・振動・悪臭

- (1) 自動車テストコースを含む本事業の特性から、工作物が使用され、テストコースでの自動車走行時における大気質、騒音、振動という環境要素への影響も考慮すること。



担当 環境部 環境総務課 総務班



豊環保発第 2016 号
平成 19 年 11 月 1 日

愛知県知事
神田真秋 様

豊田市長 鈴木公平



豊田・岡崎地区研究開発施設用地造成事業環境影響評価方法書について（回答）

平成 19 年 9 月 5 日付け 19 環活第 142-3 号の照会については、別紙のとおり
です。

（問合せ先）

豊田市役所 環境保全課 環境調査・リスク担当

電話(0565)-34-6628



豊田市長意見

愛知県が行う豊田・岡崎地区研究開発施設用地造成事業は、本市と岡崎市にまたがる自然豊かな山間部に計画され、規模も約660haと非常に広大なことから、周辺環境に対する影響が懸念されます。

また、用地造成後に建設される研究開発施設等については具体化されていない部分もあり、環境への影響が十分予見できない状況にあります。

このため、今後の環境影響評価においては、周辺環境への影響を幅広く検討するとともに、次に掲げる個別事項に留意しながら、適切に実施されるよう配慮願います。

<個別事項>

1 水質

- (1) 降雨が河川に与える影響は、降雨量や時期等により大きく異なることが予想される。

よって、降雨時の水の濁りの現地調査については、河川への影響が十分把握できるよう、時期や回数について必要な検討を行うこと。

- (2) 事業計画地周辺には砒素が地下水質環境基準を超過している井戸があるが、掘削、盛土等の土工により地下水の流れに変化が生じ、当該汚染状況に影響を与えるおそれがある。

よって、地下水質の調査項目に砒素を追加すること。

2 動物、植物、生態系

- (1) 事業計画地及びその周辺における動植物及び生態系について、既存資料が乏しい状況である。

よって、これらに関する現地調査等については、必要に応じて専門家などの意見を聴取した上で、適切に実施すること。

- (2) 事業計画地及びその周辺では、サシバなど絶滅のおそれのある猛禽類が確認されている。

よって、これらの猛禽類については、その生息環境も含めて、専門家などの意見を聴取した上で、必要な調査を実施すること。

3 光害

事業計画地は、夜間にあつては光がほとんどない山林等であることから、周辺住民はもとより動植物への光害の影響が懸念される。

よつて、「光害対策ガイドライン」（環境省）などを活用し、より具体的な対策等を準備書に記載すること。

4 その他

方法書に対し、住民等の意見が数多く提出されている。

これらの意見を踏まえながら、適切な環境影響評価の実施に努めること。